

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記5)

# 宇和海における共同漁業の免許の内容たる べき事項等

1 免許番号 宇共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから大分県関崎灯台見通し線とBから147度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域と西宇和郡伊方町黄金碇及び庄司太郎碇の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 宇共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直線の中央点

イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メートルの点

ウ Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 宇共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから147度の線とBから160度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町塩成と同町田之浦との最大高潮時海岸線における境界

- 3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 宇共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見南部地先

(3) 漁場の区域

Aから160度の線とBから八幡浜市大島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町田之浦と同町塩成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町女子岬

- 3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

1 免許番号 宇共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから八幡浜市大島西端見通し線とBから八幡浜市佐島立神東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、宇共第7号の区域を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町女子岬

B 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

4 制限又は条件

(1) Aから八幡浜市大島西端見通し線と西宇和郡伊方町九町と同町豊之浦との最大高潮時海岸線における境界から同町黒島西端（カブト岩）見通し線との間において伊方町九町及び二見からの入漁を拒んではならない。

(2) Bから八幡浜市佐島立神見通し線と西宇和郡伊方町貝越アユキ鼻出岩から同町豊之浦凹見通し線との間において八幡浜市保内町川之石からの入漁を拒んではならない。

## 1 免許番号 宇共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃

〃	うに漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町黒島地先

(3) 漁場の区域

西宇和郡伊方町黒島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

### 1 免許番号 宇共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町烏島地先

(3) 漁場の区域

西宇和郡伊方町烏島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域。

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

### 1 免許番号 宇共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふのり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

B 八幡浜市保内町川之石と同市向灘との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市佐島立神見通し600メートルの点

イ Bから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内

## 1 免許番号 宇共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八幡浜市北浜西角から330度の線以東の海域を除きたこ漁業及び第2種共同漁業権については同市八幡浜港出島西角から同市勘定5八幡浜漁協給油所棧橋突端見通線以東の港湾区域を除く。

基点 A 八幡浜市向灘と同市保内町川之石との最大高潮時海岸線における境界

B 八幡浜市と西予市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

イ 八幡浜市諏訪崎から同市佐島南端見通し600メートルの点

ウ Bから八幡浜市大島貝付小島島頂見通し600メートルの点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

### 1 免許番号 宇共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市佐島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市佐島及び立神島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

### 1 免許番号 宇共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期



漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市大島、地大島、粟ノ小島、三王島及び貝付小島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

## 1 免許番号 宇共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径250メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市真網代竜崎

B 八幡浜市大島粟ノ小島北端

点 ア Aから261度の線とBから3度の線との交点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

### 1 免許番号 宇共第13号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

##### (3) 漁場の区域

点アを中心として半径450メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市大島栗ノ小島北端

B 八幡浜市大島青滝鼻

点 ア Aから298度30分の線とBから327度30分の線との交点

#### 3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

### 1 免許番号 宇共第14号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置 八幡浜市地大島地先

##### (3) 漁場の区域

点アを中心として半径210メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市地大島遅水鼻

B 八幡浜市大島曾根崎鼻

点 ア Aから220度の線とBから264度の線との交点

#### 3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

### 1 免許番号 宇共第15号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西予市三瓶町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 西予市三瓶町と同市明浜町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市大島貝付小島見通し600メートルの点

イ Bから伊方町梶谷鼻見通し600メートルの点

3 関係地区 西予市三瓶町

## 1 免許番号 宇共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西予市明浜町地先

(3) 漁場の区域

Aから西宇和郡伊方町梶谷鼻見通し線とBから宇和島市遊子赤碓鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域、西予市明浜町三双婆の最大高潮時海岸線600メートル以内の区域及びアイ及びICの2直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町と同市三瓶町との最大高潮時海岸線における境界

B 西予市明浜町狩浜ナガレ西側立岩南端標識の最大高潮海岸線における境界

C 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

点 ア Bから宇和島市遊子赤碓見通し600メートルの点

イ Cから宇和島市吉田町小松鼻見通し線と西予市明浜町渡江根崎鼻から宇和島市吉田町白浦ゲップ岩見通し線との交点

3 関係地区 西予市明浜町

### 1 免許番号 宇共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西予市明浜町狩浜水越島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径55メートル以内の区域

基点 A 西予市明浜町狩浜水越島灯台

B 西予市明浜町俵津小大崎大小島南端

点 ア Aから181度の線とBから222度の線との交点

3 関係地区 西予市明浜町

### 1 免許番号 宇共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びエFの4直線並びにDFの間の最大高潮時海岸線から600メートルの線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

B 宇和島市吉田町白浦外756（ゲップ岩）

C 宇和島市吉田町奥浦小松甲1926（小松鼻）

D 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3（立岩）

E 宇和島市吉田町牛川3110-3東端（牛川と浅川の境界）の最大高潮時海岸線における境界

F 宇和島市吉田町と同市大浦との最大高潮時海岸線における境界

点 ア AからC見通し線とBから西予市明浜町根崎鼻見通し線との交点

イ Cから西予市明浜町狩浜すの崎見通し600メートルの点

ウ Dから西予市明浜町狩浜と同町高山との最大高潮時海岸線における境界見通し600メートルの点

エ EからF見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市吉田町

## 1 免許番号 宇共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町深浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1（松ヶ鼻丸岩）

B 宇和島市吉田町法花津6-198（戸島鼻）

点 ア Aから147度30分の線とBから228度20分の線との交点

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町小松鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 宇和島市吉田町奥浦小松甲1926 (小松鼻)

B 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3 (立岩)

点 ア Aから309度40分の線とBから354度20分の線との交点

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町野島地先

(3) 漁場の区域

宇和島市吉田町野島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市戎ヶ鼻（港湾区域標柱）から0度線（同市赤松側港湾区域標柱）以東の区域を除く。

基点 A 宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市大浦赤松只波鼻

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市小高島西端

E 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市吉田町浅川と同市吉田町牛川との最大高潮時海岸線における境界見通し500メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町大良鼻小島南端見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市吉田町野島東端見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市遊子高島東端見通し700メートルの点

オ エと宇和島市遊子鶏小島とを結んだ直線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点と同市三浦山崎鼻とを結んだ直線との交点  
 カ Eから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点と同市山崎鼻とを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）

1 免許番号 宇共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	おおしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市三浦地先

(3) 漁場の区域

Aア及びアBの2直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点とBを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市三浦

1 免許番号 宇共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期



漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市遊子地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間との最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市遊子と同市蔭淵との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

B 宇和島市遊子高島東端

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市遊子鶏小島島頂

E 宇和島市遊子と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界（山崎鼻）

点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町南君竜王鼻（立目鼻）見通し線とCからアを結んだ線

との交点

ウ Bから宇和島市小高島南西端見通し線とCからDを結んだ直線との交点

エ 宇和島市遊子高島西端から遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点とEとを結んだ直線とCとDとを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市遊子

1 免許番号 宇共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんだかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）  
 B 宇和島市戸島松ヶ山山頂  
 C 宇和島市戸島権現鼻  
 D 宇和島市戸島遠戸島東端  
 E 宇和島市日振島横島東端  
 F 宇和島市蔭淵黒島北端  
 G 宇和島市蔭淵契島東端  
 H 宇和島市蔭淵落ノ鼻  
 I 宇和島市蔭淵ヨケノ鼻  
 J 宇和島市下波大池鼻  
 K 宇和島市下波竜王鼻

- 点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し線とBから宇和島市吉田町野島南端見通し線との交点  
 イ Bから宇和島市吉田町野島南端見通し線とDから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線との交点  
 ウ Dから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点  
 エ Cから宇和島市津島町藁崎見通し線とEから同市福浦鼻見通し線との交点  
 オ Eから宇和島市津島町福浦鼻見通し線とGから同市津島町由良崎見通し線との交点  
 カ FからK見通し線とGから宇和島市津島町由良崎見通し線との交点  
 キ FからK見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点  
 ク HからJ見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市蔭淵地区

1 免許番号 宇共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

〃	えむし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波大池鼻

B 宇和島市下波仏蓉基部に設置した金属鉾

点 ア Aから宇和島市蔭淵落鼻見通し線と同市蔭淵ヨケノ鼻から宇和島市津島町竹ケ島西端見通し線との交点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波及び蔭淵

## 1 免許番号 宇共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

〃	えむし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏落基部に設置した金属鉤

B 宇和島市下波と同市津島町との最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波

### 1 免許番号 宇共第28号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばいがい漁業	〃

〃	はまぐり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市戸島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市戸島遠戸島東端

B 宇和島市戸島権現鼻

C 宇和島市蔭淵つるの鼻

D 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

E 宇和島市日振島横島東端

F 宇和島市蔭淵黒島南西端

G 宇和島市蔭淵辰の口

H 宇和島市日振島才蔵鼻

点 ア Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

イ Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから西予市明浜町大崎鼻見通し線との交点

ウ Cから西予市明浜町大崎鼻見通し線とDから西宇和郡伊方町童子磔見通し線との交点

エ Dから西宇和郡伊方町童子磔見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平磔見通し線との交点

オ Fから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平磔見通し線との交点

カ EからG見通し線とFから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線との交点

キ EからG見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市戸島

# 1 免許番号 宇共第29号

## 2 免許の内容たるべき事項

### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	くほがい漁業	〃
〃	れいしがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

### (2) 漁場の位置 宇和島市日振島地先

### (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 宇和島市日振島横島高鼻
  - B 宇和島市日振島尾島島頂
  - C 宇和島市日振島明海才蔵鼻
  - D 宇和島市日振島鷗島島頂

- E 宇和島市日振島能登黒鼻  
 F 宇和島市日振島喜路最南端  
 点 ア Aから宇和島市戸島長崎鼻見通し線とBから同市蔭淵猿島南端見通し線との  
 交点  
 イ Bから宇和島市蔭淵猿島南端見通し700メートルの点  
 ウ Cから0度800メートルの点  
 エ Dから316度800メートルの点  
 オ Eから224度700メートルの点  
 カ Fから180度700メートルの点  
 キ Aから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点  
 3 関係地区 宇和島市日振島

**1 免許番号 宇共第30号**

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇和島市日振島（遠見の瀬）

- (3) 漁場の区域

点アを中心として半径1,000メートル以内の区域

基点 A 宇和島市日振島むろ箸

点 ア Aから220度1,200メートルの点

- 3 関係地区 宇和島市日振島

**1 免許番号 宇共第31号**

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	〃

- (2) 漁場の位置 宇和島市日振島（勘兵衛の瀬）

- (3) 漁場の区域

点アを中心として半径1,000メートル以内の区域

基点 A 宇和島市日振島能登黒鼻

B 宇和島市日振島沖ノ島西端

点 ア Aから274度の線とBから257度の線との交点

- 3 関係地区 宇和島市

- 4 制限又は条件



西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡からの入漁は拒んではならない。

## 1 免許番号 宇共第32号

### 2 免許の内容たるべき事項

#### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	くぼがい漁業	〃
〃	れいしがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

#### (2) 漁場の位置 宇和島市日振島御五神島地先

#### (3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 宇和島市御五神島大濬中央の標識
  - B 宇和島市御五神島桑濬中央の標識
  - C 宇和島市御五神島寢床岩中央の標識
  - D 宇和島市御五神島西北端（家前大石）

- 点 ア Aから270度の線と宇和島市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子灯台見通し線との交点  
 イ Bから188度1,000メートルの点  
 ウ Cから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点  
 エ Cから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点  
 オ Dから宇和島市日振島横島高鼻見通し線と同市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子島灯台見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市日振島

**1 免許番号 宇共第33号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市御五神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市御五神島寝床岩南端  
 B 宇和島市御五神島寝床岩北端  
 C 宇和島市御五神島西北端（家前大石）  
 D 宇和島市御五神島大礫北端  
 E 宇和島市御五神島大礫南端

- 点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点  
 イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点  
 ウ Cから0度1,000メートルの点  
 エ Dから0度1,000メートルの点  
 オ Eから150度1,000メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

**1 免許番号 宇共第34号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	5月1日から12月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかかんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町北灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びEFの6直線とAE間及びFD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町北灘と同市下波の最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

B 宇和島市津島町北灘福浦鼻

C 宇和島市津島町北灘庄の島島頂

D 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

E 宇和島市津島町岩松湾防波堤南側突端

F 宇和島市津島町玉ケ月タンポ鼻

点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市津島町裸島島頂見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市津島町北灘

1 免許番号 宇共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふのり漁業	〃
〃	あおのり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町岩松地先

(3) 漁場の区域

A B及びC Dの2直線とA D間及びB C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端

B 宇和島市津島町玉ヶ月タンポ鼻

C 宇和島市津島町巽橋西詰北角

D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 宇和島市津島町岩松

## 1 免許番号 宇共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

〃	雑魚小型定置漁業	〃
---	----------	---

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町下灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市津島町仏崎

C 宇和島市津島町須下崎

D 宇和島市津島町藁崎

E 宇和島市と南宇和郡との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市御五神島寝床岩中央見通し600メートルの点

オ Eから大分県水の子灯台見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市津島町下灘

## 1 免許番号 宇共第37号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

〃	雑魚小型定置漁業	〃
---	----------	---

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先

(3) 漁場の区域

宇和島市津島町竹ヶ島、高島、裸島及び前島の最大高潮時海岸線から800メートルの区域

3 関係地区 宇和島市津島町下灘

### 1 免許番号 宇共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径800メートル以内の区域

基点 A 宇和島市津島町藁崎

B 宇和島市津島町由良崎西端

点 ア Aから251度30分の線とBから317度30分の線との交点

3 関係地区 宇和島市

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡からの入漁は拒んではならない。

### 1 免許番号 宇共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町内海地先

(3) 漁場の区域

Aから大分県水の子灯台見通し線とBから南宇和郡愛南町角島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線、南宇和郡愛南町大猿島、地釣礁、沖釣礁、小猿島、観音島、塩子島及び黒礫から600メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡愛南町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礫及び油袋

## 1 免許番号 宇共第40号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

ク	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
ク	まがきがい漁業	ク
ク	かめので漁業	ク
ク	たこ漁業	ク
ク	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
ク	うに漁業	1月1日から12月31日まで
ク	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町角島地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町角島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礫及び油袋

### 1 免許番号 宇共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛崎突端

点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡愛南町沖釣礁中央見通し450メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礫、油袋、御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥

### 1 免許番号 宇共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町鮪子瀬地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径500メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡愛南町由良岬西端

B 南宇和郡愛南町横島西端標識

点 ア Aから231度の線とBから276度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礫、油袋、宇和島市



日振島、同市戸島及び同市津島町下灘地区

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市、宇和島市（関係地区は除く。）及び南宇和郡（関係地区は除く。）からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 宇共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端

点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し450メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥

1 免許番号 宇共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川佛崎突端

B 南宇和郡愛南町猿鳴と同町船越との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し線と同町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

イ Bから290度の線と南宇和郡愛南町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴

1 免許番号 宇共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

Aから290度線とBアの直線との間の最大高潮時海岸線（南宇和郡愛南町黒落、鹿島、コデ島及び小地島を含む）から500メートルの線及びアCの直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町船越と同町猿鳴との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

C 南宇和郡愛南町越田と同町久良との最大高潮時海岸線における境界

点 ア BからC見通し500メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、

小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのとて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町横島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町横島一ノ箸中央

B 南宇和郡愛南町横島西端

C 南宇和郡愛南町小横島東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し500メートルの点

イ Aから320度900メートルの点

ウ Bから220度500メートルの点

エ Cから南宇和郡愛南町コデ島島頂見通し700メートルの点

- 3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町沖ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

- 3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町地ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

**1 免許番号 宇共第49号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで

〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町野地島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

B 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し1,200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し700メートルの点

ウ Bから94度1,050メートルの点

エ Bから94度1,600メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

## 1 免許番号 宇共第50号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃

〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町当木島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北東端

C 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから180度の線とBから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し線との交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し1,200メートルの点

ウ Cから94度1,600メートルの点

エ Cから94度の線とAから180度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙

## 1 免許番号 宇共第51号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃



〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識

C 南宇和郡愛南町当木島西端

D 南宇和郡愛南町樽見鼻

E 南宇和郡愛南町久良と同町越田との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町黒崎鼻見通し線との交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とCから同町八郎瀨見通し線との交点

ウ Cから南宇和郡愛南町八郎瀨見通し線とDから同町黒崎鼻見通し線との交点

エ Dから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とEから同町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町久良

1 免許番号 宇共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町城辺地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻南端

B 南宇和郡愛南町黒崎鼻南端

C 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町日土鼻見通し線との  
交点

イ Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し線と同町八郎瀨から同町当木島西端見通し線との交点

ウ Bから180度1,000メートルの点

エ Cから高知県沖ノ島あしのりおり見通し1,000メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙